

## 【H27. 4. 1 施行】建設業法改正に伴う変更点について

平成27年4月1日施行の建設業法の改正に伴い、以下の通り変更点がございますので、概要をお知らせします。なお、許可申請書等の新様式については3月下旬頃に高知県建設管理課HPに掲載致しますのでご確認ください。

### 1. 許可申請書の変更について

#### ○書類が簡素化されるもの

- ・役員等の一覧表（別紙一）・・・生年月日、住所等の個人情報が削除されます。
- ・役員等や令3条使用人の略歴書（様式12号、13号）・・・職歴欄が廃止されます。
- ・工事経歴書（様式2号）・・・注文者、工事名で個人の氏名が特定できないよう記載要領が改正されます。
- ・財務諸表に記載が必要な資産の基準が100分の1から100分の5に緩和されます。

#### ○新設されるもの

- ・経營業務の管理責任者の略歴書（様式7号別紙）・・・従来の様式7号に加えて提出頂きます。
- ・専任技術者一覧表（別紙四）・・・従来の様式8号の2を廃止し、新設されます。

#### ○添付書類について

- ・専任技術者の監理技術者資格者証・・・資格の合格証の写しに代えることができます。
- ・様式22号の2（第一面）・・・経營業務の管理責任者と専任技術者の変更時にも必要になります。

#### ○「役員」から「役員等」への範囲の拡大

- ・「役員等」とは・・・「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」のことを指します。

※このため、以下の①、②、③の変更がございます。

#### ① 役員等の一覧表（別紙一）

「従来の役員に加え、相談役、顧問や、役員と同様以上の支配力を有する可能性のある者として総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等」について記載。

#### ② 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式12号）

別紙一に記載した全員分が必要（但し、顧問、相談役、株主等の調書には賞罰欄及び記名押印は不要）。

#### ③ 法務局発行の「登記事項証明書」及び本籍地の市町村役場発行の「身分証明書」

別紙一に記載した者の証明書を提出（但し、顧問、相談役、株主等については不要）。

※上記以外の様式についても様式の名称が変更になっているものがございます。4月1日以降の申請分については、全て新様式を使って頂きますようお願いいたします。新様式、記載要領については高知県建設管理課HPをご覧ください。

### 2. 暴力団排除条項の整備

・役員等（取締役のほか、顧問、相談役等を含む。）に暴力団員や過去5年以内に暴力団員だった者が含まれている法人、暴力団員等である個人、さらに暴力団員等に事業活動を支配されている者については、許可を受けられなくなります。また、事後に発覚した場合は、当該許可の取り消しとなります。

### 3. 許可申請書の閲覧制度の見直し

- ・許可申請書等のうち、個人情報（個人の住所、生年月日、職歴等）を含む書類を閲覧対象から除外します。  
（※但し、H27.3.31以前に提出されたものについては従来通り閲覧対象となります。）
- ・大臣許可業者の許可申請書等の閲覧を廃止します。

### 4. 一般建設業の技術者（主任技術者）の要件の緩和

- ・型枠施工の技能検定が大工工事業の技術者要件に追加されます。
- ・建築板金（ダクト板金作業）の技能検定が管工事業の技術者要件に追加されます。

### 5. 許可業種「解体工事業」の追加

- ・現行の建設業法における「とび・土工工事業」から「工作物の解体」が独立し、許可業種として「解体工事業」が新設されます。

※「解体工事業」の新設については、平成28年春頃施行予定ですので詳細や施行日については別途高知県建設管理課HPに掲載する予定です。

※改正建設業法について詳しくは国土交通省HPをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)